

現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲが要件

～2022年2月からの賃金引き上げ～

第204回社会保障審議会介護給付費分科会

2021年12月8日（水）15：00～17:00（オンライン会議）

8日に開催された介護給付費分科会では、令和3年補正予算として閣議決定された1,000億円の経済対策（介護事業所の介護職員（常勤換算）一人あたり月額9,000円相当額）について具体的な取得要件が明示され、議論が行われました。

介護現場で働く方々の収入の引き上げ（令和3年度補正予算案：1.000億円）

	概要
対象期間	令和4年2月～9月の賃金引き上げ分（以降も、別途取組みを行う）
補助金額	対象事業所の介護職員（常勤換算）一人あたり月額平均9,000円の賃金引き上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の総報酬額にその加算率を乗じた額を支給
取得要件	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所 *以下の事業は対象外 （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハ（介護予防）福祉用具貸与 特定（介護予防）福祉用具販売（介護予防）居宅療養管理指導、 居宅介護支援、介護予防支援
対象となる職種	介護職員 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。
交付方法	対象事業所は、都道府県に対して申請し、対象事業所に補助金支払（国費10/10）約999.7億円

委員からは下記の意見が出された。

- ◎介護職員の収入増は評価するものの、都道府県を通じた交付金というスキームが、事業所には申請書類作成、都道府県には審査支払の事務負担が発生し多額の税金を投入することになる。既存システムの活用、国保連の支払いシステムを使った支払などができるようにすべき
- ◎経済対策として実施されることは喜ばしい。現在、処遇改善加算、特定処遇改善加算など既に介護報酬の中で実施されているが、本来は別財源で実施されるべきものである。
- ◎10月以降に介護報酬の新たな加算として創出された場合、新たな事務負担が発生する。現場の事務負担増大にならない制度設計をお願いしたい
- ◎病院で従事する介護職員への手当ても検討してほしい
- ◎介護支援専門員、地域包括支援センター職員が対象外になっているのが大変残念。ケアマネジメント専門職として、社会的役割に見合った評価をお願いしたい
- ◎収入引き上げを一時的ではなく、恒久化していくことが課題、介護報酬で対応することは既に限界点に達していると思う人が多いと思う。慎重かつ深い議論が必要

排せ予測支援機器の令和3年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価検討結果

ぼうこう内の尿をセンサーで測定して排尿のタイミングを知らせる「排せつ予測支援機器」が、新たに介護保険の給付対象（販売）となることが提案され、了承されました。2022年春より、正式対象となります。